

常呂川の治水事業

治水計画のはじまり

〈明治～大正～昭和初期〉

常呂川の河川事業のはじまり（明治～大正～昭和初期）

- ◆ 明治31年に北海道全域で未曾有の大洪水が発生し、入植者に大打撃を与え、離農、帰郷するものが続出した。このため、抜本的な治水対策が要請された。
- ◆ 常呂川の治水事業は、第一期拓殖計画により本格化し、治水計画および設計に必要な河川調査がはじめられた。

明治31年 未曾有の大洪水が北海道全域で発生

明治31年 北海道治水調査会が設置され、石狩川などで測量調査が開始された。

明治34年 北海道10年計画により浚渫が行われる。

明治43年 第一期拓殖計画が樹立

常呂川は、開拓の始まった明治30年当時から相次ぐ水害に悩まされた。大正8年9月、有史以来の被害を受け、常呂川の治水工事の成否は常呂村の興亡に関わる重大な問題であるとし、村長をはじめ村の有志が関係機関に陳情した。

大正9年 常呂川治水計画を立案

大正10年 常呂川治水事業を実施

大正14年、内務省北海道庁長官が20ヵ年計画を国に提出

昭和2年「北海道第二期拓殖計画」として決定

治水事業のはじまりと
治水計画の段階的な見直し
＜昭和中期～昭和後期＞

常呂川の治水計画(昭和中期) (改修総体計画)

- ◆ 終戦直後の常呂川は、それまでにたびたび起こった水害で、河川変動が著しく進んでいた。昭和25年に北海道開発法が制定され、その後、計画の段階的な見直しが行われている

昭和21年 新憲法の公布とこれに伴う府県制度の改正により、北海道庁は地方自治体に改組



昭和25年 北海道開発法の制定



昭和28年 改修総体計画 策定



- カスリン台風を契機に常呂川、無加川の改修に着手
～ 堤防の新設、河道の掘削、護岸設置等を実施
→ 河積の増大、洪水の安全な流下を図る

昭和32年 計画見直し



- 北見周辺、訓子府周辺、常呂周辺の市街地並びに農耕地を洪水氾濫から防御 ～ 堤防の新設、河道の掘削、護岸設置等を実施
→ 河積の増大、洪水の安全な流下を図る

昭和38年 計画見直し

- 北見から置戸までの沿川の無堤地区について解消が図られた 堤防の新設、河道の掘削、護岸設置等を実施、
→ 河積の増大、洪水の安全な流下を図る



常呂川の治水計画（昭和中期～後期）（常呂川水系工事实施基本計画）

- ◆ 昭和39年の新河川法の制定により計画を見直し、発展する流域市街の情勢に対応する計画を実施。これまでの堤防等整備と合わせて、鹿ノ子ダムの建設による洪水の調節を行うこととした。

昭和39年 新河川法の制定



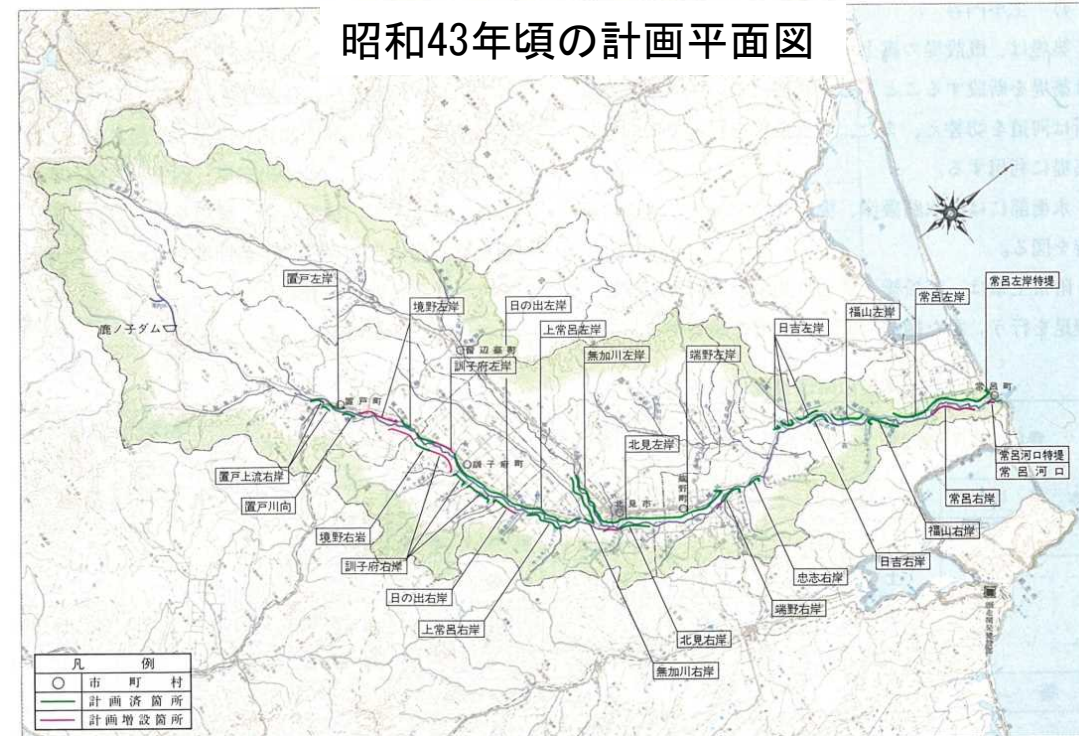
昭和42年 常呂川が一級河川に指定される



昭和43年 常呂川水系工事实施基本計画策定

- 置戸町、北見市、常呂町の主要都市を洪水から防御
 - ・ 既設堤防の嵩上げ拡幅、無堤地区には堤防新設、河道掘削を実施
 - 河積の増大を図る
 - ・ 水衝部等には護岸を設置する
 - 洪水の安全な流下を図る
 - ・ 昭和50年に鹿ノ子ダム建設に着手、昭和59年に供用開始
 - 水資源の合理的な利用の促進を図り、下流の洪水を軽減する

昭和43年頃の計画平面図



治水事業の推進

<昭和後期～令和（現在）>

常呂川の治水計画 (常呂川水系河川整備基本方針 及び 常呂川水系河川整備計画)

- ◆平成9年の河川法改正に伴い、常呂川水系河川整備基本方針を策定した。
河川の整備は、既存橋梁の状況や周辺の土地利用を勘案し、常呂川水系工事実施基本計画を踏襲。
- ◆常呂川水系河川整備基本方針に従って計画的に実施すべき河川工事及び河川の維持について具体的に定めた、常呂川水系河川整備計画を策定。

平成9年 河川法改正



平成19年 常呂川水系河川整備基本方針を策定



平成20年「検討委員会」「住民説明会・公聴会」



学識経験者、関係住民、地方公共団体の長等の意見を反映

平成21年 常呂川水系河川整備計画を策定



令和3年 常呂川水系河川整備計画を変更

堤防の整備(堤防断面の確保)実施する区間

河川名	左右岸	実施区間
常呂川	左岸	KP37.2~KP37.4

河道掘削を実施する区間

河川名	施工の場所
常呂川	KP 1.8~KP29.4
	KP38.2~KP39.4
	KP50.4~KP58.0
	KP74.6~KP86.0
無加川	KP 0.6~KP 1.2

目標流量

基準地点	目標流量	河道への配分流量
北見	1,700m ³ /s	1,600m ³ /s

流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
北見	概ね 8m ³ /s

治水事業の年譜

常呂川の治水事業 概略年譜

関連事業	年代	治水史
北海道第1期拓殖計画 (明治43年～昭和元年)	1889 (M22)	常呂川河口の渡船を廃止し、木橋架設
	1896 (M29)	河川法公布
	1898 (M31)	全道的に大洪水(常呂川氾濫し下常呂原野泥海と化す)
	1900 (M33)	拓殖10年計画が道会において可決され、常呂川の治水事業費が計上された
	1907 (M40)	網走土木派出所が設置
	1913 (T 2)	常呂川の平面測量を開始(大正7年完了)
	1918 (T 7)	常呂川治水計画を樹立
北海道第2期拓殖計画 (昭和2年～昭和21年)	1921 (T10)	釧路川常呂川治水事務所を釧路市に設置 常呂に治水工場を設置 常呂川治水工事着工され、常呂村左岸築堤工事に着手
	1928 (S 3)	下流部常呂左右岸築堤、常呂市街裏護岸工事を完了
	1930 (S 5)	上流部の治水工事の測量を開始
戦後の空白時代 (昭和22年～昭和26年)	1934 (S 9)	本道河川に河川法が適用され、常呂川も認定河川となる
	1949 (S24)	常呂川北見改修事業所が設置される
第1期北海道総合開発計画 (昭和27年～昭和37年)	1951 (S26)	北海道開発局が発足、網走開発建設部が設置される
	1953 (S28)	北見左岸築堤が完成
第2期北海道総合開発計画 (昭和38年～昭和45年)	1956 (S31)	訓子府左岸築堤が完了
	1960 (S35)	常呂川常呂改修事業所に変更し、北見詰所となる
第3期北海道総合開発計画 (昭和46年～昭和55年)	1964 (S39)	常呂川水質基準が決定される
	1967 (S42)	北見詰所が常呂川北見改修事業所に変更される 常呂川が一級河川に指定される
第4期北海道総合開発計画 (昭和56年～昭和63年)	1968 (S43)	鹿ノ子ダム予備調査を開始
	1971 (S46)	端野左岸築堤が既成完了
	1973 (S48)	上常呂右岸築堤が完了
	1975 (S50)	鹿ノ子ダム建設工事を開始
	1978 (S53)	無加川右岸護岸工事が完了
第5期北海道総合開発計画 (平成4年～平成11年)	1979 (S54)	上常呂左岸築堤が完成
	1983 (S58)	鹿ノ子ダムの竣工式が行われる
	1986 (S61)	常呂川第1頭首工、林友橋が完成
	1989 (H 1)	常呂川第2頭首工に着手(平成10年完了)
第6期北海道総合開発計画 (平成12年～平成19年)	1990 (H 2)	北見市において桜づつみモデル事業認定(平成4年完了)
	1993 (H 5)	福山右岸築堤(漏水対策工)着手(平成11年完了)
	1994 (H 6)	訓子府町において桜づつみモデル事業認定(平成10年完了)
第7期北海道総合開発計画 (平成20年～平成27年)	1996 (H 8)	置戸町において桜づつみモデル事業認定(平成11年完了)
	1997 (H 9)	河川法改正
	1998 (H10)	河川管理用光ファイバーネットワーク事業着手 端野橋架替工事着手
	2001 (H13)	オホーツク水防公開演習
	2002 (H14)	第二期水環境改善緊急行動計画 (清流ルネッサンスⅡ)に選定